

財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号	財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号
財務報告に係る内部統制の監査 2007 年 10 月 24 日 改正 2009 年 3 月 23 日 改正 2011 年 8 月 10 日 改正 2012 年 6 月 15 日 改正 2019 年 7 月 5 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2023 年 7 月 28 日 改正 2024 年 4 月 18 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 2 月 13 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 43 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 以 上	財務報告に係る内部統制の監査 2007 年 10 月 24 日 改正 2009 年 3 月 23 日 改正 2011 年 8 月 10 日 改正 2012 年 6 月 15 日 改正 2019 年 7 月 5 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2023 年 7 月 28 日 改正 2024 年 4 月 18 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 2 月 13 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 43 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 以 上

改正案	現 行
付録5 一体型内部統制監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき） (省 略)	付録5 一体型内部統制監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき） (省 略)
付録6 経営者確認書の文例（連結及び個別財務諸表監査並びに内部統制監査一体型） (省 略) 財務諸表等及び内部統制報告書 (省 略) 3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しており、<u>その責任を適切に果たしております。</u> (省 略) 提供する情報 (省 略) 19. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 － 経営者による不正又は不正の疑い － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い － 上記以外の者による財務諸表等に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 20. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の疑い（<u>不正の申立てを含む。</u>）がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (省 略) (省 略) 以 上	付録6 経営者確認書の文例（連結及び個別財務諸表監査並びに内部統制監査一体型） (省 略) 財務諸表等及び内部統制報告書 (省 略) 3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。 (省 略) 提供する情報 (省 略) 19. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 － 経営者による不正又は不正の疑い － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い － 上記以外の者による財務諸表等に<u>重要な</u>影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 20. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす<u>不正の申立て又は不正の疑い</u>がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (省 略) (省 略) 以 上 以 上